

報告第25号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月3日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

筑波地区支線型バス停留所施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和元年9月9日 午前8時50分頃

2 事故発生の場所

つくば市 [REDACTED] 内駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市 [REDACTED]

(2) 氏名 [REDACTED]

4 事故の概要

台風15号の強風により、支線型バス停留所が転倒して転がり、隣接地の相手方車両後部バンパーを破損させたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金48,222円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。